

TMH小型焼却炉移設撤去解体システム

【応募内容】

「ダイオキシン類対策特別措置法」による排出基準強化により、解体の必要が有る焼却炉を現地で解体する場合は、解体に伴う法規制が多々有り、処理が進まなかった。また、現地解体する場合はダイオキシンばく露防止の為、多大なコストを掛け養生が必要で有り、ダイオキシン洗浄水の現地での処理が問題だった。各法令を遵守し、移設撤去方法によるコストが安価な解体処理システムを独自に構築した。この解体処理システムは、東京都より平成16年7月に「小型焼却炉解体処理の中間処理施設」としての許可を国立工場に於いて取得した。東京都では当社のみ許可で唯一のものです。解体システムの工程は、①焼却炉設置状況現地確認 ②炉内付着物・土壌及び残渣物のダイオキシン類の濃度測定 ③所轄労基署及び都多摩環境事務所へ届出 ④焼却炉を完全に養生し、ラフターにて大型車両に積込み移設 ⑤当社解体処理専用施設国立工場（中間処理場）へ搬入 ⑥処理施設は負圧状態に保ち、炉内残渣物を除去し不溶化処理 ⑦高圧洗浄機によりダイオキシン洗浄処理 ⑧洗浄水は重金属回収装置へ回収（洗浄水は薬品処理後、再使用） ⑨解体用重機で破砕作業（電気式で排ガス発生せず） ⑩金属くず、がれき類、廃プラ等に分類し処理 ⑪作業区域内洗浄（循環水再使用） ⑫移設解体報告書作成・提出（写真添付） このシステムに於いて洗浄水は再使用し、最終的に溶解・溶融処理し完全処理（汚水のクローズシステム）外部への汚水排出ゼロ。解体用重機は電気式を採用したことで、排ガスゼロで作業者及び地域環境へ配慮を実施。毎日工場敷地内粉じん濃度を測定し、異常がないかチェックを実施。安心、安全に実施できるシステムです。



重機による解体作業



重金属回収装置・洗浄水再使用

【企業概要】

代表取締役社長 : 山口 徳之
本社所在地 : 〒197-0022 東京都福生市本町 22 番地サンライズビル
URL : <http://www.tm-hands.co.jp>
業務内容 : 1. 産業廃棄物収集運搬（PCB含む）・中間処理業（ダイオキシン類対策）
2. アスベスト除去、建築物・プラント解体
3. 汚染土壌改良・処理・残土処理
資本金 : 1,000 万円
沿革 : 創業昭和 62 年（業歴創業 20 年）
主な販売・受注先 : 各行政官庁（国、都県および市町村）、一般企業
従業員数 : 正社員 26 名（パート・アルバイト等 13 名） 平均年齢 39 歳

【連絡先】

担当者 : 沼田 正 所属 : 管理本部
電話 : 042-530-7117 FAX : 042-530-7118
E-mail : numata@tm-hands.co.jp